

分類コード	X-1-1-1-04
保存期間	5年(令和11年12月31日まで)

秋本生企第1号 刑企第1号
令和6年1月4日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進について（通達）

県内の犯罪情勢は、総合的な犯罪抑止対策を推進した結果、平成13年に戦後最多を記録した刑法犯認知件数が約2割にまで減少したが、架空料金請求詐欺を始めとする特殊詐欺の被害が依然として後を絶たない状況にあることから、各所属においては、下記要領により、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策を推進されたい。

記

1 犯罪抑止計画の策定

(1) 警察本部

警察本部においては、全国及び県内の犯罪情勢を勘案し、警察本部が主導・統括して抑止すべき犯罪を定め、その抑止計画（以下「本部犯罪抑止計画」という。）を策定するものとする。

(2) 警察署

警察署においては、管内の犯罪情勢を踏まえ、重点的に抑止すべき犯罪（以下「署重点犯罪」という。）を定め、その抑止計画（以下「署犯罪抑止計画」という。）を策定するものとする。

2 犯罪抑止戦略官の指名及び業務

(1) 犯罪抑止戦略官の指名

警察本部犯罪抑止戦略官は、「秋田県警察犯罪抑止対策推進委員会設置要綱の一部改正について（例規）」令和2年1月15日付け秋本生企第17号）に基づき生活安全部生活安全企画課長が務めることとする。

署犯罪抑止戦略官は、副署長（秋田中央警察署は刑事官）とする。

(2) 犯罪抑止戦略官の業務

ア 警察本部犯罪抑止戦略官

- (ア) 本部犯罪抑止計画の策定及び各種対策の推進・統括
- (イ) 各種システム等を活用した県内及び各警察署の犯罪情勢の分析及び検討
- (ウ) 署重点犯罪の選定及び署犯罪抑止計画の策定に関する支援
- (エ) 関係都道府県警察との連携及び警察署間の連絡調整

イ 署犯罪抑止戦略官

(ア) 署犯罪抑止計画の策定及び各種対策の推進・統括

(イ) 警察署管轄区域及びその周辺の犯罪の発生情勢に関する情報の収集及び分析

3 配意事項

(1) 推進体制の確立

本対策に当たっては、犯罪抑止戦略官を中心に、関係部門が一体となった体制を確立し、推進すること。

(2) 地域住民等との連携協働

犯罪抑止計画の策定及び対策の推進に当たっては、地域住民等との連携協働が効果的に行われるよう、署重点犯罪ごとに、相手方となる機関・団体等を選定し、その期待される任務・役割及び情報提供等の支援内容を定めること。

なお、連携協働の相手方は、従来の警察協力者・団体にのみ依存することなく、新規かつ広範に選定するなどして、地域ぐるみの犯罪抑止対策を推進すること。

(3) 犯罪抑止計画の見直し

実施した対策は、半期ごとに検証及び効果測定を行い、必要に応じて随時、見直しを図ること。

(4) 他の施策との連動

本対策は、犯罪の起きにくい社会づくりに向けた諸対策のほか、非行少年を生まない社会づくり、高齢者対策の推進等、関連施策と緊密に連動させ、相乗効果が得られるよう推進すること。

この担当 生活安全企画課犯罪抑止対策係 (☎ 3 0 3 2 ~ 3 0 3 5)